

提出書類の様式一覧表

令和7年1月6日時点

No.	様式名	作成者	あて名	提出部数	提出期限	摘要	押印義務
様式-1	業務工程表	受注者	大阪府	1	契約後遅滞なく		—
様式-2	管理技術者通知書	受注者	大阪府	1	〃		—
様式-3	管理技術者経歴書	本人	大阪府	1	〃		—
様式-4	管理技術者変更通知書	受注者	大阪府	1	変更のとき		—
様式-5	照査技術者通知書	受注者	大阪府	1	契約後遅滞なく	設計業務に適用	—
様式-6	照査技術者経歴書	本人	大阪府	1	〃	〃	—
様式-7	照査技術者変更通知書	受注者	大阪府	1	変更のとき	〃	—
様式-8	委任（下請負）承諾申請書	受注者	大阪府	2	再委託契約をしようとする時	2部提出 1部返却	—
様式-9	担当技術者届	受注者	大阪府	1	契約後遅滞なく		—
様式-10	担当技術者経歴書	本人	大阪府	1	〃		—
様式-11	担当技術者変更届	受注者	大阪府	1	変更のとき		—
様式-12	現場技術員通知書	受注者	大阪府	1	契約後遅滞なく	現場技術業務委託に適用	—
様式-13	現場技術員経歴書	本人	大阪府	1	〃	〃	—
様式-14	現場技術員変更通知書	受注者	大阪府	1	変更のとき	〃	—
様式-15	既済部分検査請求書	受注者	大阪府	1	検査を受けようとするとき		—
様式-16	履行期間延長願	受注者	大阪府	1	延期を必要とする日		—
様式-17	完了届	受注者	大阪府	1	業務委託完了の日		—
様式-18	業務部分完了報告書	受注者	大阪府	1	指定可部分完了		—
様式-19	請求書	受注者	大阪府	1	請求しようとする日	必要に応じてインボイス対応版を用いること。	—
様式-20	納品書	受注者	大阪府	1	納品時		—
様式-21	引渡書	受注者	大阪府	1	引渡し時		—
様式-22	支給品受領書	受注者	大阪府	1	受領時		—
様式-23	支給品精算書	受注者	大阪府	1	完了時（使用済又は年度末日）		—
様式-24	業務計画書	管理技術者	監督職員	1	契約後14日以内	変更が生じた場合必要に応じ追加変更。	—
様式-25	業務工程表	管理技術者	監督職員	1	必要に応じその都度		—
様式-26	業務月報	管理技術者	監督職員	1	上半期20日まで		—
様式-27	協議書（打合せ記録簿）	監督職員・管理技術者		2	その都度	2部提出	—
様式-27-2	変更協議書	監督職員・受注者相互間		2	設計変更が必要になったとき	2部提出 1部返却	—
様式-28	業務実施報告書	管理技術者	大阪府	1		工事監督支援業務委託に適用	—
様式-29	立会願	管理技術者	監督職員	1	その都度		—
様式-30	借用書	管理技術者	監督職員	1	〃		—
様式-31	個人情報取扱作業責任者届	受注者	大阪府	1	契約後遅滞なく		—
様式-32	身分証明書交付願	受注者	発注機関の長	1	必要に応じ		—
様式リンク	「大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則」の施行に伴う事業者からの「誓約書」(下請用) (※注) http://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/bouryokudankisoku.html				再委託契約をしたとき		—
様式リンク	大阪府発注の公共工事等からの暴力団排除の取組強化に伴う「下請負人(再委託)予定通知書」 http://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/bouryokukyoryokubun.html				再委託の承認申請を行うとき		—

※ 大阪府では令和3年度より、契約事務に係る提出書類等への押印の見直しを行い、原則として提出書類の押印を廃止しています。これに伴い、押印不要書類の提出方法は電子メール等による方法も可能ですが、その場合は、本人確認が可能なよう、書類またはメール内に「担当者の氏名・連絡先」を明記するとともに、書類データはpdf形式等、改ざんができないファイル形式にして提出して下さい。

(※注) 『大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則』が令和2年12月25日から施行されたことに伴い、大阪府暴力団排除条例による「誓約書」(下請用)の様式が改正され、誓約書の提出対象が、従前の契約金額500万円以上から、全ての下請又は再委託契約に変更となりました。(ただし、資材業者等との契約については、府が提出を求めた場合を除き、提出不要です。)

※情報共有システムの対象工事については、建設CALSで生成される書類様式が本様式と異なっても可とします。

※「公共工事の前金払に関する要綱」第8条に定める当初前金払の支出時に添付する着工届については、工期始期日が記載された契約書等をもって、着工届と見なすものとします。